付則1 運航基準

発航の中止)

- 1。実行委員会は、航行予定海域の気象・海象が次に掲げる条件に達していると認めるときは、発航の中止をする。
- 2. 船長は、航行中、周囲の気象・海象が次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

(例、各実行委員会で決定)

風速 10 m/s

波高 2 m/s

視程 1000 m 以下

(入港連絡等)

船長は、入港3分前となったときは、実行委員会に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2)援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた実行委員会は、船長に必要により次の事項を連絡するものとする。
 - (1) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
 - (2) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

船長と実行委員会との連絡は、次の方法による。

(例 実行委員会が定める)

区分		連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	呼出	トランシーバー
(2)	緊急の場合	別紙	携帯電話

平成15年8月案